

島原市有明農林漁業体験実習施設（体験農園（舞岳ふれあい農園））  
使用誓約書

私は、島原市有明農林漁業体験実習施設（体験農園（舞岳ふれあい農園））を使用するにあたって下記事項を守ることを誓約します。

記

- 1 使用期間は、 年 月 日から 年3月31日までとします。
- 2 使用期間中いかなる事情が生じても、使用料の返還請求はいたしません。
- 3 使用する区画は次のとおりです。 使用区画： 番
- 4 使用する区画の選定は、市の指示に従うものとし、当該区画を他の用途には使用いたしません。
- 5 収穫物は適期に栽培し、採取いたします。
- 6 使用する区画の保全管理は適切に行い、周囲に迷惑を掛けないようにします。
- 7 農園に施設を設置し、または第三者に転貸するようなことは一切いたしません。
- 8 使用に際しては、物の不法投棄や迷惑駐車などにより、他の使用者に迷惑を掛けることのないようにします。
- 9 隣接の使用者等との友好関係の維持に努めます。
- 10 この各項の規定に違反したときは、それ以後の使用を拒否されても異議ありません。
- 11 使用中の不慮の事故については、一切ご迷惑を掛けません。
- 12 この使用については、借地法、農地法などの適用が無いことを確認し、立退料、代替農園の提供などの要求は一切いたしません。
- 13 体験農園の使用を中止するときは、原状に回復して返還します。

年 月 日

島原市長 様

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_